

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部救助隊員資格認定要綱

平成29年4月1日

大曲仙北広域市町村圏組合訓令第5号

(目的)

第1条 この要綱は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号。以下「救助活動基準」という。）第6条第2号及び大曲仙北広域市町村圏組合消防本部特別救助隊等設置運営規程（平成28年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第7号。以下「運営規程」という。）第4条に基づき、救助隊員の資格認定に関する必要事項を定め、隊員の意識の高揚と知識、技能の質的向上を図り、もって救助活動に万全を期することを目的とする。

(教育訓練)

第2条 消防長又は消防署長は、救助隊員の資格認定に要する教育訓練（以下「教育訓練」という。）を必要に応じて行うものとし、実施時期等については、その都度定めるものとする。

2 前項に定める教育訓練の科目、時間数及び区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 別表1-1 初めて教育訓練を受ける場合

(2) 別表1-2 第7条に定める救助隊員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の結果不合格であったものが再度教育訓練を受ける場合

(訓練計画)

第3条 消防長又は消防署長は、教育訓練を効果的かつ安全に実施するための訓練計画を策定するものとする。

(指導員及び安全管理員等)

第4条 第2条で定める教育訓練を指導する者（以下「指導員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 救助活動基準第6条第1号に該当し、かつ、現に救助担当指導員である者

(2) 救助活動基準第6条第2号に該当し、かつ、現に救助担当指導員である者

(3) 救助活動基準第6条第1号に該当し、かつ、現に救助隊員である者

2 第2条に定める教育訓練を実施する場合の安全管理体制は、大曲仙北広域市町村圏組合消防職員訓練時安全管理要綱（平成25年消防本部訓令第3号）によるものとし、安全主任者及び安全管理員は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 安全主任者 前項第1号または第2号に該当する者

(2) 安全管理員 前項各号のいずれかに該当する者

(訓練対象者)

第5条 教育訓練の対象者は、次の各号に該当する者で消防署長が指名する者とする。

(1) 勤務年数が2年以上の者で、消防司令補以下の階級にある者

(2) 別表3に定める救助隊員体力測定基準の全ての種目が3級以上の者

(3) 別表2の総合得点が45点以上の者。なお、総合得点は別表3に定める救助隊員体力測定基準における総合得点に、別表4-1に定める技能資格等取得加算

点数表の点数を加点するものとする。

- (4) 身体が健康かつ強健であり救助活動に関し相当の知識、技能を有していると認められる者

2 前項に定める救助隊員体力測定で得た点数の有効期限は、体力測定を実施した日から起算して2年間とする。

(記録管理と報告)

第6条 前条の訓練対象者は、別表1-1、別表1-2、別表2、別表3及び別表4-1(以下「認定要件記録表」という。)を次により管理するものとする。

- (1) 訓練対象者は、認定要件記録表を個人で保管するものとする。
- (2) 技能資格等を取得した場合は、その都度、救助隊長、救助副隊長又は当務する上席者に提出し、内容の確認と確認印を受けるものとする。
- (3) 救助隊長は、訓練対象者の認定要件記録表の写しを毎年3月末日までに消防署長に提出するとともに、警防課長に報告するものとする。
- (4) 警防課長は、認定要件記録表の写しを保管するとともに、集計結果を消防長に報告するものとする。

(救助隊員資格認定試験)

第7条 消防署長は、第2条の教育訓練を修了した者について、様式第1により消防長に認定試験の受験を申込みすることができる。

- 2 消防長は、前項の申込があった場合、認定試験を実施するものとする。
- 3 認定試験は、学科及び実技によるものとし、その結果、合計8割以上を得点した者を合格とする。なお、試験内容については別に定める。
- 4 認定試験の結果不合格であった者が再度認定試験を受験するために必要な教育訓練は、第2条第2項第2号に定めるとおりとする。

(救助隊員の資格認定)

第8条 消防長は、次の各号に掲げる者を救助隊員の資格を有する者として認定するものとする。

- (1) 認定試験に合格し、かつ、救助隊員としての適性を有すると認められる者
- (2) 第4条第1項第2号に掲げる者

(認定証及び記章の交付)

第9条 消防長は、前条各号に掲げる者に対し、救助隊員の資格を有する証として認定証及び記章を交付するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、第4条第1項第1号及び第3号に掲げる者に対し、救助隊員の資格を有する証として記章を交付するものとする。
- 3 認定証の様式及び記章の制式は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

(補則)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日組合訓令第7号)

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年４月１日組合訓令第３号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

教育訓練科目及び時間数

階級： 氏名：

教 科 目	時 間 数	細 目	実施日時	確認印	実施日時	確認印
倫 理	1 時間以上	救助の意義等				
訓練礼式	1 "	救助員点検等				
安全管理	5 "	救助活動・救助訓練・危険予知訓練				
災害救助対策	1 0 "	救助関係法規・対策と事例				
救 急	2 "	救助隊員による応急処置・担架搬送等				
救助器具 取扱訓練	1 6 "	一般救助用器具：2 h				
		重量物排除器具：2 h				
		切断用器具：2 h				
		測定用器具：2 h				
		呼吸保護具：2 h				
		保護用器具：2 h				
		人命探索用器具：2 h				
		その他必要とする器具：2 h				
救助基本訓練	1 2 "	行動の基本結索：2 h				
		確保要領：2 h				
		施設設定要領：2 h				
		低所への進入：2 h				
		高所への進入（梯子車による進入含）：2 h				
		渡過進入等：2 h				
救助応用訓練	1 5 "	高所救助：3 h				
		低所救助：3 h				
		火災対応救助：3 h				
		交通事故救助：3 h				
		機械、建物による事故救助：3 h				
総合訓練	8 "	高所救助（梯子車操作も含）：2 h				
		低所救助：2 h				
		火災対応救助：2 h				
		多数傷者発生事故救助：2 h				
体 育	8 "	体力錬成				
計	7 8 "					

※ 教科目の内容及び時間数は、基本的なものであり両署の実情により弾力的な運用を図っても差しつかえないものとする。

※ 実施時間数は永年とする。

再教育訓練科目及び時間数

階級： _____ 氏名： _____

教 科 目	時 間 数	細 目	実施日時	確認印	実施日時	確認印
救助器具 取扱訓練	3 時間以上	一般救助用器具				
		重量物排除器具				
		切断用器具				
		測定用器具				
		呼吸保護具				
		人命検索用器具				
		その他必要とする器具				
救助基本訓練	3 時間以上	行動の基本結索				
		確保要領				
		施設設定要領				
		低所への進入				
		高所への進入（梯子車による進入含）				
		渡過進入等				
救助応用訓練	4 時間以上	高所救助				
		低所救助				
		火災対応救助				
		交通事故救助				
		機械、建物による事故救助				
総合訓練	4 時間以上	高所救助（梯子車操作も含）				
		低所救助				
		火災対応救助				
		多数傷者発生事故救助				
計	1 4 時間以上					

※ 教科目細目は適宜必要と思われる訓練を実施すること。

総 合 得 点 表

階級: _____ 氏名: _____

救助隊員体力測定基準点数（別表 3）

体力測定種目	測定結果	得 点	確認印	備 考
立三段跳び				
反復横跳				
腕立て伏せ				
腹筋				
懸垂				
1500m走				
得 点 計 (a)				

技能資格等取得加算点数（別表 4－1）

技 能 資 格 等	得 点	確認印	備 考
大型免許			
中型免許			
大型特殊			
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者			
潜水士			
電気工事士			
危険物取扱者 甲種			
〃 乙種（1 類から 6 類）			
消防設備士 甲種（1 類から 5 類）			
〃 乙種（1 類から 7 類）			
小型移動式クレーン技能資格			
玉掛技能資格			
ガス溶接技能資格			
小型船舶操縦士（1 級）			
〃 （2 級小型船舶に限る）			
車両系建設機械運転技能（各種）			
秋田県救助技術大会出場回数（ 回）			
得 点 計 (b)			

総 合 得 点 (a + b)	点
-----------------	---

別表 3

救助隊員体力測定基準

階級: _____ 氏名: _____

	級別	級外	5 級		4 級		3 級		2 級		1 級	
種目	得点	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
立三段跳び (cm)		~599	600~	620~	640~	660~	680~	700~	720~	740~	760~	780~
反復横跳 (回)		~30	31~	35~	40~	45~	50~	55~	58~	61~	65~	70~
腕立て伏せ (回)		~20	21~	26~	30~	34~	38~	40~	44~	46~	48~	50~
腹筋 (回)		~20	21~	25~	27~	29~	31~	33~	35~	37~	39~	41~
懸垂 (回)		0	1~	3~	5	6	7	8~	10~	12~	14~	16~
1500 m 走 (分: 秒)		~7:00	6:59 ~6:50	6:49 ~6:30	6:29 ~6:20	6:19 ~6:05	6:04 ~5:50	5:49 ~5:35	5:34 ~5:20	5:19 ~5:05	5:04 ~4:50	4:49~
測定 実施 上の 留意 事項	1. 立三段跳び 踏切ライン上に立ち、その場から両足で踏み切って、利き足で跳び、さらに逆足で跳び、両足で着地する。 2. 反復横跳び (平行に 100 c m 離れた 3 本の線) 中央線をまたいで立ち、「はじめ」の合図で右側の線に触れるまで (超してもよい) サイドステップし、次に中央線にもどり、さらに左側の線に触れるまでサイドステップする。20 秒間実施し、それぞれの線を通過するごとに 1 点加える。 3. 腕立て伏せ 「伏せ」の動作の場合、胸と地面の距離は 15 c m 以内とする。 4. 腹筋 仰向けになり後頭部で手を組み、「はじめ」の合図で両肘が両足に触れるまで上体を起こし、再び背中 (肩甲骨下部) が床に触れるまでの一連動作。30 秒間行う。2 秒以内に 1 回 5. 懸垂 順手でぶら下がる。鉄棒より下あごが完全に上がるまで身体を引き上げ、次に肘を十分に伸ばしてぶら下がる。女性の場合は、斜め懸垂とし、腕と胴との角度が 90 度になるように両脚を前に出す。鉄棒が身体にふれるまで引き上げ、次に肘を十分に伸ばす。 6. 1500m 走 訓練対象者の健康状態に注意し、疾病の有無を確かめ実施する。											

※ 結果について表に○印をする。

技能資格等取得加算点数表

階級: _____ 氏名: _____

技 能 資 格 等		取 得 年月日	加 算 点 数	確認印
救助活動に必要 とされる技能資 格等の要件	大型免許		5 点	
	中型免許		3 点	
	大型特殊		3 点	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		3 点	
	潜水士		3 点	
	電気工事士		3 点	
	危険物取扱者 甲種		8 点	
	〃 乙種（1 類から 6 類）		1 類毎に 1 点	
	消防設備士 甲種（1 類から 5 類）		1 類毎に 2 点	
	〃 乙種（1 類から 7 類）		1 類毎に 1 点	
	小型移動式クレーン技能資格		3 点	
	玉掛技能資格		3 点	
	ガス溶接技能資格		3 点	
	小型船舶操縦士（1 級）		5 点	
	〃 （2 級小型船舶に限 る）		3 点	
	車両系建設機械（整地・解体・運搬・ 積み込み用及び掘削用）運転技能		1 資格毎に 3 点	
秋田県消防救助技術大会出場回数			1 回毎に 2 点	
※公費等での資格取得は加算点数を 3 で除した数とする。		合 計		

救助隊員の技能資格要件の概要について

資 格 等	概 要	備 考
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	労働安全衛生法に定める酸素欠乏症や硫化水素中毒にかかるおそれのある場所で作業を行う際に、中毒や欠乏にかかることを防止するための主任者の資格（国家資格）である。	・ 酸素欠乏症及び救急蘇生法に関する知識 ・ 酸素欠乏の発生原因及び防止措置に関する知識 ・ 保護具に関する知識 ・ 酸素濃度及び硫化水素濃度の測定方法
潜水士	潜水用具を装着して、海・湖沼等の水中・水底において何らかの作業をする者で、労働安全衛生法に規定された国家資格（免許）である。	潜水するにあたって必要な知識を得る。
電気工事士	（第 1 種電気工事士） 500kw 未満の自家用電気工作物（ネオン工事及び非常用予備発電装置工事を除く）及び一般電気工作物（一般家庭、600v 以下で受電する電気設備の工事に従事することができる。 （第 2 種電気工事士） 一般用電気工作物（一般家庭、600v 以下で受電する電気設備の工事に従事することができる。	一般用電気工作物及び自家用電気工作物の工事に関する専門的な知識を有するものに都道府県知事により与えられる資格
危険物取扱者 甲種	すべての種類の危険物の取扱いと立ち会いができる。	危険物を取り扱い、又はその取扱いに立ち会うために必要となる国家資格。火災の危険性が高い物質を「危険物」として指定し、その取り扱いなどを行うことができるための資格
〃 乙種 （1 類から 6 類）	第 1 類から第 6 類のうち自分が免状を持っている類の危険物の取扱いと立ち会いができる。	

消防設備士 甲種 (1 類から 5 類)	指定区分に応じた消防用設備等の工事、整備及び点検をすることができる。	甲種と違い乙種は工事することが出来ない。
〃 乙種 (1 類から 7 類)	指定区分に応じた消防用設備等の整備及び点検ができる。	
小型移動式クレーン 運転技能講習	吊り上げ荷重 1t 以上 5t 未満の移動式クレーンを操作できる資格	救助工作車装備のクレーン操作を行うにあたり必要
玉掛け技能講習	吊り上げ荷重 1t 以上（無制限）の玉掛け作業をできる資格	資機材等をクレーンにて吊り上げるにあたりワイヤーで玉掛けするために必要
ガス溶接技能資格	可燃性ガス・酸素を使用したガス溶接、切断等のガス溶接の作業ができる資格	ガス溶断機を使用するにあたり必要
小型船舶操縦士免許	（1 級小型船舶操縦士） 船の大きさ・・・総トン数 20 トン未満 航行区域・・・無制限 （2 級小型船舶操縦士） 船の大きさ・・・総トン数 20 トン未満 （18 歳になるまでは 5 トン未満） 航行区域・・・平水区域及び海岸から 5 海里以内（約 9 km） （2 級小型船舶操縦士〔湖川小出力限定〕） 船の大きさ・・・出力 15kW 未満の小型船舶（水上オートバイを除く） 航行区域・・・湖・川及び指定水域	海や湖水を走るエンジン付き小型船（モーターボート他）を操縦するために必要な免許であり、船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める海技従事者の一つである。 水難救助活動時に当本部のボートを操縦するために必要

車両系建設機械等 (整地・解体)運転技能講習若しくは技能講習	油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー、モーターグレーダ等の建設機械で機体重量 3t 以上のものを運転する際、必要とされている。 ※積載荷重 1 t 以上等のもので運転技能講習若しくは技能講習を受講している者も含まれるものとする。特別講習、特別教育受講者は含まない。 (受講資格) 満 18 歳以上で、次の何れかに該当する者 ① 普通・中型又は大型自動車免許を持ち特別教育を終了し、重機経験 3 ヶ月以上の者 ② 大型特殊自動車免許のある者 ③ 不整地運搬者運転技能講習修了者	油圧ショベル等重機を使用した救助活動に活用できる。(災害時の企業支援重機のオペレーター不在の場合活用)
---	--	--

様式第 1

年 月 日

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
消防長 様

〇〇消防署長 印

救助隊員資格認定試験申込書

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部救助隊員資格認定要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり、救助隊員資格認定試験の受験を申し込みます。

所 属		
階 級		
氏 名		
生年月日（歳）	昭和・平成 年 月 日（ 歳）	
教育訓練科目時間数計 （ 7 8 時間以上）		
再教育訓練科目時間数計 （ 1 4 時間以上）		
総 合 得 点 （ 4 5 点以上）		
※ 受 付 印	※ 経 過 欄	
	認 定 日	

- 備考 1 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 別表 1－1 教育訓練科目時間数、別表 1－2 再教育訓練科目時間数、別表 2 総合得点表、別表 3 救助隊員体力測定基準及び別表 4－1 技能資格等加算点数表の必要分を添付すること。
- 3 ※ 印の欄は記入しないこと。

第 号

救助隊員認定証

階 級

氏 名

救助活動に関する基準第六条第二号
により、救助隊員として認定する。

年 月 日

大曲仙北広域市町村圏組合消防長
消防正監

大曲仙北広域消防救助隊記章



救助隊ワッペン